

田川地域水道事業の統合に 関する協定書

田川地区水道企業団

田 川 市

川 崎 町

糸 田 町

福 智 町

田川地域水道事業の統合に関する協定書

田川地区水道企業団（以下「企業団」という。）と田川市、川崎町、糸田町、福智町（以下「関係市町」という。）は、水道事業を統合するため、関係する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 この統合は、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、関係市町の水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的とする。

（統合の期日）

第2条 統合の期日は、平成31年4月1日を目途とする。

（統合の方法）

第3条 第1段階として、田川地区水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）が、田川市水道事業、川崎町水道事業、糸田町水道事業、福智町水道事業（以下「末端水道事業」という。）を譲り受け、田川広域水道事業を創設し、経営の一体化（以下「経営統合」という。）を行う。

2 第2段階として、経営統合後に着手する新浄水場の建設の完成（目標年度平成34年度末）と同時に、用水供給事業と末端水道事業の統合（以下「事業統合」という。）を行う。

（事務所の設置）

第4条 経営統合時の企業団の事務所は、田川市中央町1番1号（田川市役所別館）に置く。

2 事業統合後の事務所は、新たに建設する浄水場の管理棟内に置く。

（組織）

第5条 田川広域水道企業団（以下「統合後の企業団」という。）の経営統合時における組織として、事務局のほか、関係市町の水道事業を行うため田川市水道事務所、川崎町水道事務所、糸田町水道事務所、福智町水道事務所を置く。

2 事業統合後の組織については、事業統合までの間に協議し、見直しを行う。

（職員構成）

第6条 統合時の企業団の職員構成は、企業団職員及び関係市町からの派遣職

員をもって構成する。

- 2 関係市町に設置する水道事務所の職員構成は統合前の各水道事業を引き継ぐこととし、その職員は関係市町からの派遣を原則とする。
- 3 派遣職員の身分、職、給与等については、統合後の企業団と関係市町が協議の上、派遣協定書を取り交わすものとする。

(水道施設の建設及び更新)

第7条 統合後の企業団は、給水サービスの向上に資するため、業務の効率化を図り、田川地域水道事業経営戦略（平成29年6月策定）を基本とし、生活基盤施設耐震化等交付金制度を活用して水道施設の建設及び更新を推進する。

- 2 生活基盤施設耐震化等交付金制度のうち、水道事業運営基盤強化推進事業（運営基盤強化等事業）による老朽管路の更新については、給水人口比率を基本としつつ、緊急性や重要度を勘案して施工箇所を決定する。

(水道事業用資産等の引継)

第8条 企業団と関係市町は、統合時において、水道事業の用に供している全ての資産等を経営統合後の水道事業に引き継ぐことを基本とする。ただし、末端水道事業が保有する資産のうち、固定資産の投資に属する基金及び投資有価証券は引き継がず、流動資産に属する現金及び預金については、末端水道事業の平成29年度決算における給水収益の額の2分の1に相当する金額を引き継ぐこととし、具体的な事項は別に定める。

(水道料金)

第9条 水道料金は、事業統合まで現在の末端水道事業の水道料金を据え置くこととする。その後、事業統合時に統一するものとする。ただし、事業統合後の水道料金が事業統合前の水道料金を超える場合は、経過措置として事業統合後5年間、従前の水道料金を適用するものとする。

(出資金の負担割合)

第10条 田川地域水道事業経営戦略（平成29年6月策定）を基本として整備する広域化事業の財源となる出資金の負担割合を次表のとおり定める。

田川市	58.74パーセント
川崎町	16.84パーセント
糸田町	6.53パーセント
福智町	17.89パーセント

(基準外繰入等)

第11条 地方公営企業法等に定める経営の基本原則を堅持するため、統合前の実施の有無にかかわらず、統合後は赤字補填等を目的とした基準外繰入は行わない。ただし、統合前に行われている消火栓等の基準内繰入は、経営統合の間に限り継続し、事業統合後は関係市町間で統一を図る。

(例規)

第12条 経営統合中の例規については、全体統一を図る必要がある場合を除き、各水道事業の規模に応じた個別の例規として定めることを妨げない。

(問題の対応)

第13条 この統合に関し、経営統合期間中において、統合前の企業団又は関係市町の責めに帰すべき事由により、統合後の経営に影響を及ぼす問題が生じた場合は、原因となる企業団又は関係市町においてこれに対処し、又は解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて、企業団及び関係市町が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書5通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月9日

田川地区水道企業団

代表者 企業長 二 場 公 人

田川市

代表者 田川市長 二 場 公 人

川崎町

代表者 川崎町長 手 嶋 秀 昭

糸田町

代表者 糸田町長 佐々木 淳

福智町

代表者 福智町長 嶋 野 勝